

## 天皇の退位等について

参議院 無所属クラブ

- 超高齢化社会の到来の中で、象徴天皇制を維持・発展させていくには、従来の「終身制」を原則としたうえで、例外的に「譲位制」を認めるための法制度が必要である。
- そのためには、「皇室典範」を改正し、恒久的な退位制度を定めるべきである。  
その最大の理由は、憲法第2条で「皇位は…皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と定めており、皇室典範によらず、法律で規定することは、憲法違反の疑義を招き、立憲主義に反することになり好ましくない。
- よって新たな例外的な「退位制」を採用するためには、皇室典範の第4条を改正し、第2項に「前項の規定にかかわらず、〔一定の条件の下で〕天皇は退位することができる」といった条文を書き加えるべきである。
- 第2の理由は、各種メディアの世論調査において、国民の6割以上が、恒久的な制度導入を求めており、憲法第1条の「天皇は日本国の象徴であり…この地位は主権の存する日本国民の総意に基く」とあるように国民の多数意見を尊重すべきである。
- 第3の理由は、天皇陛下のお言葉の中に、「象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に續くことを念じる」と制度としての継続性を求めている。
- 具体的な皇室典範の改正としては、天皇の退位を認める〔一定の条件〕として、「高齢または病気のために、公務を自ら遂行することができない」という客観的条件、それが「天皇の意思のものである」といった主觀的条件、さらに「皇室会議の議を経ること」といった条件を組み込むことが必要である。さらに「国民の総意に基く」ことを重視するならば、「国会の議決」を条件に加えることも検討してもよいのではないか。  
こうした条件を条文に加えることによって、危惧されている恣意的な退位や強制的退位を避けることができるであろう。  
さらに、「皇太子」に加え、「皇太弟」など皇嗣に関する条文を整備したり、退位した天皇の名姓や立場についての条文化も必要である。
- 最後に、仮に、今後の議論の中で、特別措置法によって、一代限りの退位を認めるという立法措置をとることになった場合でも、皇室典範の「附則」に根拠規定を置いた上で、特別措置法を制定し、それによって「例外的退位」を認めるという立法措置を図るべきである。そうしなければ、憲法違反の疑義は免れない。

以上